

9月28日(第6回目)

1. 議論立ちに散会時刻(午前10時36分又午後5時40分)

2. 応招議員は次の通りである。

議席	氏名	議席	氏名	名亮
1番	天久郎	2番	比嘉	信果
3番	久盛	4番	安次	正弘
5番	石盛	6番	仲村	昇昌
7番	大嶺	8番	國富	寿男
9番	安里	10番	川宮	郎
11番	石川	12番	城佐	次
13番	伊佐	15番	島波	英正
16番	申里	17番	武古	盛貞
18番	仲村	19番	吉浪	行清
20番	仲	21番		

3. 不応招議員は次の通りである。

14番 仲村喜永

4. 嘉席議員は応招議員と同じである。

5. 欠席議員は不応招議員と同じである。

6. 市町村自治法第61条の規定により議事説明のため出席したものは次の通りである。

市長	島袋	全安	一一	助役	役員	川里	正将	朝俊
役員	沢	安好	永喜	総務課長	総務課長	村吉	春真	信義
財政課長	具	當山	誠幸	住民課長	住民課長	仲國	昌	義兼
民生課長	当	佐佐	仁	水道課長	水道課長	島		
経済課長	伊	城		建設課長	建設課長			
消防課長	大							

7. 議会事務局職員の出席者は次の通りである。

事務局長 岩城光雄 書記知念喜光

8. 議事日程は次の通りである。

9月28日(第6日目)

1. 開議並びに散会時刻(午前10時30分又午後5時40分)

2. 応招議員は次の通りである。

議席	氏	名	議席	氏	名
1番	天 久	豪太郎	2番	比 嘉	亮信
3番	天 久	盛 雄	4番	安 次富	定正
5番	石 川	真 大	6番	仲 村	果弘
7番	福 嶺	正 康	8番	石 田	正昇
9番	安 里	安 明	10番	又 官	正昌
11番	石 川	繁 得	12番	大 官	城 寿
13番	伊 佐	真 敏	15番	官 城	行男
16番	宮 里	敏 行	17番	伊 佐	貞
18番	申 里	幸 助	19番	武 島	行
20番	仲 村	盛 光	21番	古 波 岛	清次郎

3. 不応招議員は次の通りである。

14番 仲 村 喜 永

4. 出席議員は応招議員と同じである。

5. 欠席議員は不応招議員と同じである。

6. 市町村自治法第61条の規定により議事説明のため出席したものは次の通りである。

市 長	島 袋 全	一	助 役	松 川	正 将	義 俊
収 入 役	沢 し 安	一	總 務 課 長	奥 里 村	春 吉	信 義 兼
財 政 課 長	長 真 屋	好 永	住 民 課 長	伸 伸 国	真 岛	
民 生 課 長	當 山 全	喜 喜	水 道 課 長	國 島	昌 友	
經 濟 課 長	伊 佐 友	誠	建 議 課 長	島	義 兼	
消 防 団 長	大 城 仁	幸				

7. 議会事務局職員の出席者は次の通りである。

事務局長 宮 城 光 雄 書 記 知 念 善 光

8. 議事日程は次の通りである。

日程第9 議案第29号 市債(庁舎増築債)を起すことについて

日程第3 議案第23号 1966年度宜野湾市才入才出予算について

議長～出席者12名であります、市町村自治法53条により議会は成立致しました、よつて只今より本日の会議を開きます。(午前10時36分)

議長～議案審議に入る前に、りゆう大のかつらさんがお見えになつておりますのでお話を伺いたいと思います。

議長～暫休憩致します。(午前10時37分)

議長～再開致します。(午前10時37分)

議長～かつらさんにはお忙しい所誠に有難うございました。

議長～引き続き議案審議に入ります、議案29号市債(庁舎増築債)を起すことについて、当局よりミスプリフトの訂正申入れがありますので資料の差替えを御願い致します、事務局長をして手続きをとりたいと思います。

局長～これについて御説明申上げます、先程当局の方からこの申入れがありました、この案件につきましては、財政委員会の方に付託されておりますけれども、本会議の承認を得まして委員会の手許にある案件の訂正をした形式をふんだものとして差し替えて頂くと云う意味でございますのでよろしく御願い致します。

議長～暫休憩致します。(午前11時35分)

議長～再開致します。(午前11時40分)

議長～継続審議中の議案23号1966年度才入才出予算案の才出の部の第2款教所費の質疑を許します。

日程第9 議案第29号 市債（庁舎増築債）を起すことについて

日程第3 議案第23号 1966年度宜野湾市才入才出予算について

議長～出席者12名であります。市町村自治法53条により議会は成立致しました。よつて只今より本日の会議を開きます。（午前10時36分）

議長～議案審議に入る前に、りゆう大のかつらさんがお見えになつておりますのでお話を伺いたいと思います。

議長～暫休憩致します。（午前10時37分）

議長～再開致します。（午前10時37分）

議長～かつらさんにはお忙しい所誠に有難うございました。

議長～引続き議案審議に入ります。議案29号市債（庁舎増築債）を起すことについて、当局よりミスプリントの訂正申入れがありますので資料の差替えを御願い致します。事務局長をして手続きをとりたいと思います。

局長～これについて御説明申上げます。先程当局の方からこの申入れがありましたが、この案件につきましては、財政委員会の方に付託されておりますけれども、本会議の承認を得まして委員会の手許にある案件の訂正をした形式をふんだものとして差し替えて頂くと云う意味でございますのでよろしく御願い致します。

議長～暫休憩致します。（午前11時35分）

議長～再開致します。（午前11時40分）

議長～継続審議中の議案23号1966年度才入才出予算案の才出の部の第2款役所費の質疑を許します。

議長～暫休憩致します。(午前11時41分)

議長～再開致します。(午前11時43分)

8番～交際費の本年度は前年度より300\$の減になつておりますが、その主なる理由を説明願います。

助役～市長に代つて御質問致します。この交際費については、前年度に比較いたしますと300\$の減になつておりますが、その理由についての御質問だと思いますが、この方は御承知の様に本年度は暫定予算から通常予算に振り替える、いわゆる3ヶ月間の行政における暫定財政期間であつたと、そういう關係で3ヶ月間においては権力者の現状を維持運営すると云う面に主力を注ぎまして対外的な交際費の必要がそう云う状況下において多少少かつたとそういうふうになりますと、新しい機構、新しい行政の態勢から致しますと、9ヶ月そういうふうなことになりました期間的な年度今云いました本市における特別な状況下にあつたものと関連したものであります。

8番～今回は1500\$となつておりますが一寸私これについて要望したい、機関的な市の交際費となりますと、毎に12月或は3月は時期的に非常に市としての行事そう云つた面の交際が多くあるだろうと思います。ところが前年度の監査立会の場合に見ました時にかんむな4～5月に行つての市としての行事關係における交際があるかと思うんですが、もうすでにその時は交際費の80%は僅い戻くされて居りまして予算面にはないと云う事があつたんですが、そういう面は今後当局と致しましては、行事計画によりましての交際費の支出を検討されまして市としての高麗な交際ですか、そう云うものを考慮してもらいたいと云うふうに要望申上げます。

19番～2款4項の委員会費について質問致します。本年度の場合684\$ですね、前年度の場合の半分でございますが隣接機関の今後の活動について前年度との対照も考えられて一応は予算計上をされていると思いますが、このい

議長～暫休憩致します。(午前11時41分)

議長～再開致します。(午前11時43分)

8 番～交際費の本年度は前年度より300\$の減になつておりますが、その主なる理由を説明願います。

町役～市長に代つて御説明致します。この交際費については、前年度に比較いたしますと300\$の減になつております。その理由についての御質問だと思いますが、この方は御承知の様に本年度は暫定予算から通常予算に振り替える。いわゆる3ヶ月間の行政における暫定懸勢期間であつたと、そういう関係で3ヶ月間においては極力布の現状を維持運営すると云う面に主力を注ぎまして対外的な交際費の必要がそう云う状況下において多少少かつたとそういうふうになりますと、新しい機構、新しい施政の懸勢から致しますと、9ヶ月そういうふうなことになりまして期間的な年度今云いました本市における特別な状況下にあつたものと関連したものであります。

8 番～今回は1500\$となつておりますが一寸私これについて要望したい。機関的な市の交際費となりますと、特に12月或は3月は時期的に非常に市としての行事そう云つた面の交際が多くあるだろうと思います。ところが前年度の監査立会の場合に見ました時にかん心な4～5月に行つての市としての行事関係における交際があるかと思うんですが、もうすでにその時は交際費の80%は使い尽くされて居りまして予算面にはないと云う事があつたんですが、そういう面は今後当局と致しましては、行事計画によりましての交際費の支出を検討されまして市としての高度な交際ですか、そう云うものを考慮してもらいたいと云ふうに要望申上げます。

19番～2款4項の委員会費について質問致します。本年度の場合684\$ですね、前年度の場合の半分でございますが附属機関の今後の活動について前年度との対照も考えられて一応は予算計上をされていると思いますが、このい

わゆる附属機関の問題に対して今後どう云うふうにこれを活用する考え方ですか、御説明願います。

市長～委員会活動におきましては、今後同一届覆先しあらゆる問題を委員会を通じて解決して行きたいと思つております。

助役～補促いたします。減額については会計調査会、もう一つの諸問題がございますが、この方は御承知の様にいわゆる財政にしますと市の調査会と云う段階よりも、協議会既に各市町村で政府から助成も受けて協議会設置がなされておりますので活動の分野になりますと単独と云う分野よりは協議会の分野になると云うことで調査会の費用が計上されなかつたのが大きな原因になつております

19番～予算明書を見た場合に都計協議会が6回、行財政それから経済審議会が各3回と云うふうに出ておりますけれども今後日政援助その他の補助が増額されることによつて都計と云う相当繁忙となると思われます。よつてそういう面のあらゆる諸計画を検討するにおいて、市長といましても附属機関そのものをフルに活用することによつて釐然運行上大きな力になるんじやないかと思います。申し様に行財政或は経済面におきましてもそういう面はやはり既に出来た附属機関そのものを十二分に生かして自分の施策を運行すると云つた面から考えた場合むしろそう云つた委員会の費用ですか、増額することによつて充分な施策が運行と云う面にはプラスになると見えますけれども只單にこれが市町村会計正進協議会が出来た事によつてこれだけの減額になつたと云う事自体一寸理解しかねる所であります。その辺の御説明をお願い致します。

わゆる附属機関の問題に対して今後どう云うふうにこれを活用する考え方ですか、御説明願います。

市長～委員会活動におきましては、今後同一層研究しあらゆる問題を委員会を通じて解決して行きたいと思っております。

町役～補促いたします。減額については合併調査会、もう一つの諮問機関がございますが、この方は御承知の様にいわゆる段階にしますと市の調査会と云う段階よりも、協議会既に各市町村で政府から助成も受けて協議会設置がなされておりますので活動の分野になりますと単独と云う分野よりは協議会の分野になると云うことで調査会の費用が計上されなかつたのが大きな原因になつております

19番～予算説明書を見た場合に都計審議会が6回、行財政それから経済審議会が各3回と云うふうに出ておりますけれども今後日政援助その他補助が増額されることによつて都計と云う相当繁忙となると思われます。よつてそういう面のあらゆる諸計画を検討するにおいて、市長といたしましても附属機関そのものをフルに活用することによつて施策遂行上大きな力になれるんじやないかと思います同じ様に行財政或は経済面におきましてもそういう面はやはり既に出来た附属機関そのものを十二分に生かして自分の施策を遂行すると云つた面から考えた場合むしろそう云つた委員会の費用ですか、増額することによつて充分な施策が遂行と云う面にはプラスになると考えますけれども只單にこれが市町村合併推進協議会が出来た事によつてこれだけの減額になつたと云う事自体一寸理解しかねる訳でありますが、その辺の御説明をお願い致します。

議長～定数にたつしておりますので、只今より午後の会議を開きます。(午後2時17分)

議長～3款の質疑を行いたいと思いますがよろしいですか？
(異議なしと呼ぶ)

議長～それじゃ3款の消防費の質疑をこれから行います。

議長～暫休憩致します。(午後2時18分)

議長～再開致します。(午後2時50分)

議長～次は4款について質疑を許します。

15番～都市計画費のですね、中の1目調査費の中の報償費ですね、これの詳しい説明を願います。

建設課長～只今の報償費でございますが、これは年末手当でございます。現在建設課の方に建築關係の書記をしている臨時傭人が居ります、それでその一名の年末手当それが50ドル見込んであります。それから後の500ドル、これは前会議において、議会において建立の調査費の技術者を日本から招へいした場合その時に謝礼金として差し上げ様と云うて500ドル貯んでおりましたが、今年度も500ドル貯んである様であります。それで両方で580となつております。

5番～今の説明での500ドルの件は、これは暫定予算として貯んであつたと云うんですか、執行済みですか？

建設課長～未だ執行はしてありません。

5番～予定は何頃来られる予定ですか？

建設課長～予定と致しましては、これは前にもお諮り致しました様

議 長～定数にたつしておりますので只今より午後の会議を開きます。（午後2時17分）

議 長～3款の質疑を行いたいと思いますがよろしいですか？

（異議なしと呼ぶ）

議 長～それじゃ3款の消防費の質疑をこれから行います。

議 長～暫休憩致します。（午後2時18分）

議 長～再開致します。（午後2時50分）

議 長～次は4款について質疑を許します。

15番～都市計画費のですね、中の1目調査費の中の報償費ですね、この詳しい説明を願います。

建設課長～只今の報償費でございますが、これは年末手当でございます。現在建設課の方に建築関係の書記をしている隔時編人が居ります。それでその一名の年末手当それが80ドル見込んであります。それから後の500ドル、これは前会議において、議会において埋立の調査費の技術者を日本から招へいした場合その時に謝礼金として差し上げ様と云う訳で500ドル組んでおりましたが、今年度も500ドル組んである訳であります。それで両方で580となつております。

5番～今の説明での500ドルの件は、これは暫定予算として組んであつたと云うんですか、執行済みですか？

建設課長～末だ執行はしてありません。

5番～予定は何日頃来られる予定ですか？

建設課長～予定と致しましては、これは前にもお諮り致しました様

様に一応埋立についてある經費日本の方の建築会社の方にも話し合いかれておりまして調査すると、結局埋立の認可申請を早くするための調査のために出来るだけ早くやろうと云うふうに考えておりました、それが延びたもんで又更に計上した訳です。

5 番～これを去る議会で暫定予算に計上した理由は何ですか。

助 徒～この件は暫定予算の方ではですね、減額修正されております。

5 番～私△の感違ひがありましたので今の質問を取り消します
関連致しまして、その時暫定予算に計上してある理由として本予算を審査する9月までは、それ以前に必要であるからと云うのが理由でありましたが、それ以前というのは8月であります、すでに8月も経過してやがて10月になつておりますが、この必要として△んだ所の500ドル対象である所の方はございましたか御説明に。

建設課長～未だ来ておりません。

5 番～未だ来てないと云うことは暫定予算で修正される前に当局がこれだけの予算を組んであつたのは見通しが立たなかつたのか、当局が勝手に見通しをつけたのか、実際に来る予定であつたんだが相手側の都合で今までに来てないのか、その辺の御説明をお願い致します。

建設課長～向こう相手側の会社の方では一応その目的の技術者を向こうで遣致しまして、それで向こうでこの経験を有する方を沖縄に派遣しようというふうな考え方で市の方に招へいの依頼状を頂きたいとこういうふうな内容で一応文書が来ておりました。それから後その連絡先の方からもその後どうなつておるかと云うふうな連絡はございましたがその点その事情を話しまして、延べた訳であります。だから現実には来ておりません。

5 番～この件におきましては、去つた議会でも審議された訳で

様に一応埋立についてある程度日本の方の建築会社の方にも話し合が出ておりまして調査すると、結局埋立の認可申請を早くするための調査のために出来るだけ早くやろうと云ふうに考えておりました。それが伸びたもんで又更に計上した訳です。

5 番～これを去る議会で暫定予算に計上した埋田は何ですか。

助 役～この何は暫定予算の万ではですね、減額修正されております。

5 番～私しの感違いでありますので今の質問を取り消します
関連致しまして、その時暫定予算に計上してある理由として本予算を審査する9月までは、それ以前に必要だからと云うのが理由でありましたが、それ以前というのは8月であります。すでに8月も経過してやがて10月になつておりますが、この必要として組んだ所の500ドル対象である所の方はこられましたか沖縄に。

建設課長～末だ来ておりません。

5 番～末だ来てないと云うことは暫定予算で修正される前に当局がこれだけの予算を組んであつたのは見通しが立たなかつたのか、当局が勝手に見通しをつけたのか、実際に来る予定であつたんだが相手側の都合で今までに来てないのか、その辺の御説明をお願い致します。

建設課長～向こう相手側の会社の方では一応その目的の技術者を向こうで選任致しまして、それで向こうでこの経験を有する方を沖縄に派遣しようというふうな考え方で市の方に招へいの依頼状を頂きたいとこういうふうな内容で一応文書が来ておりました。それから後その連絡先の方からもその後どうなつておるかと云うふうな連絡はございましたがその点その事情を話しまして、延べた訳であります。だから現実には来ておりません。

5 番～この件におきましては、去つた議会でも審議された訳で

ありますが、その時議会で修正されたあの時期以後現在に至るまで当局よりこられる予定であつた措手側に對して文書その他の方法で何らかの連絡をされた事はありますか、うなづきながらお尋ねいたします。

建設課長～これはございません。向こうからきた事はございます。

5 番～向こうからの連絡は予定通り来れないと云う様なそういう内容の連絡でありますか。

建設課長～招へい状が承認が得られなかつたという事は、

5 番～非常に失礼であります、せんぶう様の關係で聞き取れないですがもう少し大きくお願ひします。

建設課長～向こうからはその後招へいが當来るような段階にないかと云うふうな聞い合せで來ている説であります。それではこれは議会とも色々関係はございますのでその都度事情をお話してあります。

5 番～それならば、現時点においてその方は来られそうですか。

建設課長～招へいについては、市の方がその調査をすると云うことであれば向こうからもその専門家を送るといつてあります。

5 番～前議会でわざわざ招へいするからと云う形を取つたら具合が悪いからといった様な事であつたと私は記おくしておりますが、今後再びこの項目に計上したいときは何か事情がありますか。

建設課長～本市の場合の場合は認可申請免許申請を出してから期日がたつておりますのでそれで當米たら調査を早く進めて免許を取りたいと云う考え方から技術者を招へいしたいと云うふうに考えております。

5 番～調査を依頼するというのが実際の内容でありますか。

ありますが、その時議会で修正されたあの時期以後現在に至るまで当局当局よりござられる予定であつた相手側に對して文書その他の方法で何らかの連絡をされた事はありますか。

建設課長～これはございません。向こうからきた事はございます

5 番～向こうからの連絡は予定通り来れないと云う様なそい
う内容の連絡でありますか。

建設課長～招へい状が承認が得られなかつたという事は。

5 番～非常に失礼でありますが、せんぶう機の關係で聞き取れ
ないですがもう少し大きくお願ひします。

建設課長～向こうからはその後招へいが出来るような段階にない
かと云うふうな問い合わせて來ている訳であります。それ
ぞこれは議会とも色々關係はござりますのでその都度事
情をお話してあります。

5 番～それならば、現時点においてその方は来られそうですか

建設課長～招へいについては、市の方がその調査をすると云うこと
であれば向こうからもその専門家を送るといつています。

5 番～前議会でわざわざ招へいするからと云う形を取つたら具
合が悪いからといつた様な事であつたと私は記おくして
おりますが、今後再びこの項目に計上したいきさつは何か
事情があります。

建設課長～本市の場合の埋立は認可申請免許申請を出してから期
日がたつておりますのでそれで出来たら調査を早く進め
て免許を取りたいと云う考え方から技術者を招へいした
いと云うふうに考えております。

5 番～調査を依頼するというのが実際の内容でありますか。

建設課長～そうであります。

5 番～これはあくまで創立完了までの技術上の問題に重点をおいてあるのか、それとも政府との関係つまり創立を認可出来るまでの諸手続きをそう云つた面に重点をおいておるのか、或は又もう1点あります。もう1点の方は重要であります。いわゆる資金の裏付けそういう三つの点を私は申し上げましたが当局としては、どの点に比重をおいてわざわざこの方をこの処に招へいされますか。

建設課長～これはあくまでも認可申請を早く取ると云う前提であります。

5 番～認可申請を取る申請をしてあるが、認可を取れない理由は資金の裏付けがないと云つた様に私は解しやすくしておりますが、今のご説明で認可を取るためだと見ていたとすれば、やはり必要な資金の裏付けと云つた事が考えられますが、資金提携共同事業と云つた様な構想まで持つておられますか。貴方々はそういうものまであくまでも関連しておられますか。実はその点が私は知りたいです。資金の裏付けがなくて政府から認可が保留されてしまうと、これが実情だと私は解しやすくしております。従つて認可を得る為わざわざ本土からある方を招へいするとすれば、いわゆる財源のねん山といつた様な問題と関連すると思いますが、その関連をもつと具体的に答弁した場合には市当局と第三者と提携して創立事業をなすと云つた事が、一応考えられる訳です。そこで当局としては本土招へいを予定しておる方と、何かそういう様な事業運行に関する提携事業を構想に入れられての上ですか。これは。

建設課長～そうではありません。これはあくまでも。

5 番～りゆう球政府から創立事業の認可を得る為にわざわざ本土からある肯定の人を招へいしなくちやいかない理由がありますか。

建設課長～そつであります。

5 番～これはあくまで埋立完了までの技術上の問題に重点をおいてあるのか、それとも政府との関係つまり埋立を認可出来るまでの諸手続きをそう云つた面に重点をおいておるのか、或は又もう1点あります。もう1点の方は重要であります。いわゆる資金の裏付そういう三つの点を私は申し上げましたが当局としては、どの点に比重をおいてわざわざこの方をこの処に招へいされますか。

建設課長～これはあくまでも認可申請を早く取ると云う前提であります。

5 番～認可申請を取る申請をしてあるが、認可を取れない理由は資金の裏付がないと云つた様に私は解しやすくしておりますが、今まで説明で認可を取るためだと見ていたとすれば、やはり必要な資金の裏付と云つた事が考えられますが、資金提携共同事業と云つた様な構想まで持つてありますか。貴方々はそういうものまであくまでも関連しておりますか。実はその点が私は知りたいです。資金の裏付けがなくて政府から認可が保留されると、これが実情だと私は解しやすくしております。従つて認可を得る為わざわざ本土からある方を招へいするすれば、いわゆる財源のねん出といった様な問題と関連すると思いますが、その関連をもつと具体的に答弁した場合には市当局と第三者と提携して埋立事業をなすと云つた様な事が、一応考えられる訳です。そこで当局としては本土招へいを予定しておる方と、何かそういう様な事業遂行に関する提携事業を構想に入れられての上ですか。これは。

建設課長～そうではありません。これはあくまでも。

5 番～りゆう球政府から埋立事業の認可を得る為にわざわざ本土からある特定の人を招へいしなくちやいかない理由がありますか。

建設課長～それは政府が必要としている資料が、一応実際施行出来る調査を出してくれと云う事でありますので、我々と致しましてはしゅんせつ船を使つた場合の料がまだございませんのでそれでこの事業家に依頼してこの資料を算定してもらうとこういうふうにしております。

5 番～結局政府して認可させる為に、そうとう高い知識を持つておられる技術者の助言を得るというふうなそういうふうに解しやすくして良いですか、

建設課長～そうです。

5 番～事業はなしとげる為のいわゆる提携の為じやない。こういうふうに解しやすくしてよいですな。

建設課長～そうです。

5 番～はい分りました。

19番～1回の道路維持、修繕費の26節原材料費についてお伺い致します。この調査資料を見て見ますと石粉代が1600立方メーターの分がございますが、去つた一ヶ月間の中でもお聞き致しましたが現在の道路そのものが私の見る目では、実際は石粉はあり余つてあるとこういうふうな見方をしております。その路面が悪いというのもグレーナー或はブルを充分に活用し、かつ又舗入した所のローラーでりつぱに終めて行けば路面そのものを完全に整備すれば、かえつて現在の石粉は何処に持つて行くか心配する位だとこう思います。1600立方ですか。と申しますとこれは多額ないわゆるそうとうの何になると思いますが、そこらへこの石粉代そのものは何か別の方向にいわゆる道路維修費でもありますけれども、石粉代そのものを何処かに転用して、もつと効率的ないわゆる道路維持というのが出来はしないかどうか、そこらへんについて、

建設課長～お答え致します。道路の維持管理であります。一応

建設課長～それは政府が必要としている資料が、一応実際施行出来る調査を出してくれと云う事でありますので、我々と致しましてはしゅんせつ船を使った場合の例がまだございませんのでそれでこの事業家に依頼してこの資料を策定してもらうとこういうふうにしております。

5 番～結局政府して認可させる為に、そうとう高度の知識を持つておられる技術者の助言を得るというふうなそういうふうに解しやすくして良いですか、

建設課長～そうです。

5 番～事業はなしとげる為のいわゆる提携の為じやない。こういうふうに解しやすくしてよいです。

建設課長～そうです。

5 番～はい分りました。

19番～1日の道路維持、修繕費の26節原材料費についてお伺い致します。この説明資料を見て見ますと石粉代が1600立方メーターの可がございますが、去つた一般質問の中でもお聞き致しましたが現在の道路そのものが私しの見る目では、実際は石粉はあり余つておるとこういうふうな見方をしております。その道路面が悪いというのもグレーダー或はブルを充分に活用し、かつ又購入した所のローラーでりつぱに締めて行けば路面そのものを完全に整備すれば、かえつて現在の石粉は何処に持つて行くか心配する位いだとこう思います。1600立方ですか。と申しますとこれは多額ないわゆるそうとうの何になると思いますが、そこらへこの石粉代そのものは何か別の方向にいわゆる道路修繕費でもありますけれども、石粉代そのものを何処かに転用して、もつと効果的ないわゆる道路維持というのが出来はしないかどうか。そこらへんについて。

建設課長～お答え致します。道路の維持管理でありますが、一応

現在道路をグレーダーで一応しきまして、てんこをしていくと云う場合であります。1応そこから出る石粉は別にも使用は出来るとは思いますが、専門に敷かれている石粉がどう云う質の石粉であるかと云いりますと、例えば土が混ざつたり色々しておりますと、どうしても入れかえをする場合が出て来るし、若しくはアスファルトを舗来敷くと云う様な場合も考えますとどうしても或る種類石粉を多く入れて行かんといかん。道路も舗て来ますので現在アスファルトを敷く場合は20センチから30センチの深さは、どうしても入れておかなければいかない誤です。それで現在の高い所の部分はもち論石粉ではありますけれども、削って行つた場合の下側は場合によつてはあさく敷かれていると云う場合がある事であります。そういう場合にもこの石粉を必要としますので、現年度なみにやつている誤であります。それからこの合計數にじまして大体29工台になりますが、現在各部に配給しておるのが、大体300台位になつておりますそれで道路工事を多くやろうと云う場合においては、石粉も半々使うと、減らしたつもりではございますが、やつぱり計上しますと、ある程度という誤で現年度なみに計上した誤であります。

市長～補足をしますが、これは農道の方にそういう所の石粉が要りますので街の方は出来るだけこのアスファルトをと云う考え方であります。

19番～申し上げたいのは、これは都市地区或は農道何れの道路を見てもですね、いわゆる何ですか、わだちの後はくほんでその石粉は今度は排水こうの所に盛つてですね、充分あつちこつち道路を盛になられればですね、肯けると思ひます。私の申し上げる事は石粉が多過ぎると云うのは市の全体的な道路に適用するんじゃないかと；農道ではもつと要るんだと云うてですね、或は又要るかも知れませんけれども、過信的な量からした場合にですね、或はどろがまざつて良いものにならないと云つた様な当初の課長の説明は道理かも知れませんけど、只單に石粉と云つた場合にはもち論あるんじゃないかとそういう

現在道路をグレーターで一応きましてしん圧をしていくと云う場合であります、1応そこから出る石粉は別にも便用は出来るとは思いますが、両底に敷かれている石粉がどう云う質の石粉であるかと云いますと、例えは土が混ざつたり色々しておりますと、どうしても入れかえをする場合が出て来るし、若しくはアスファルトを将来敷くと云う様な場合も考えますとどうしても或る程度石粉を深く入れて行かんといかん。道路も出て来ますので現在アスファルトを敷く場合は20センチから30センチの深さは、どうしても入れておかなければいけない訳です。それで現在の高い所の部分はもち論石粉ではありますけれども、消つて行つた場合の下側は場合によつてはあさく敷かれていると云う場合がある訳であります、そういう場合にもこの石粉を必要としますので、現年度なみにやつてある訳であります。それからこの台帳にしまして大体291台になりますが、現在各部落に配給しておるのが、大体300台位いになつておりますそれで道路工事を多くやろうと云う場合においては、石粉も半々使うと、減らしたつもりではございますが、やつぱり計上しますと、ある程度という訳で現現年度なみに計上した訳であります。

市長～補促をしますが、これは農道の方にそういう所の石粉が要りますので街の方は出来るだけこのアスファルトをと云う考え方であります。

19番～申し上げたいのは、これは都市地区或は農道何れの道路を見てもですね、いわゆる何ですか、わだちの後はくぼんでその石粉は今度は排水こうの所に盛つてですね、充分あつちこつち道路をご覧にならればですね、青けると思ひます。私しの申し上げる事は石粉が多過ぎると云うのは市の全体的な道路に通用するんじやないかと、只農道ではもつと要るんだと云うてですね、或は又要るかも知れませんけれども、総体的な量からした場合ですね、或はどろがまざつて使いものにならないと云つた様な当初の課長の説明は道理かも知れませんけど、只単に石粉と云つた場合にはもち論あるんじやないかとそういう

うふうに考へる訳です。その点はそれだけにしておきます。それから橋梁新設改良費ですね、どの程度の橋を予定されているのか、そこら辺お願ひします。

建設課長～これは真栄原と嘉敷の旧県道の後に橋がかかっておつたそうですが、その橋合が未だ残つております。それで片方がずれておりまして片方はまだ合は残つております。それでこれを橋合を縮致しまして、それに出来ればコンクリートでやつたらどうかというふうにも考えております。それでこの取り付道路にいくらか補修費が要りますので、それで道路の職員は大体4メーター位い通学道路車はなるべく通らない方が良いんじやないかと云ふように考えております。

19番～コンクリートですか、

建設課長～コンクリートでやろうと思つております。

19番～コンクリートで1200ドルですか、

建設課長～大体今の2～3回調査して見ましたが、大体コンクリートが良いんじやないかと思います。又その所ははつきりした数字はまだ出ないですが、当初は木橋でやつて充分じやないかと思つておりましたが、又農道でもあるし、それからばうふうのためには道路が古くなつた場合にふ敗した場合に困ると云ふようにも考えて検討した訳であります。

19番～5日の需要費に移りますが、倍体的に1,700ドル減つておりますけれども需要費がいわゆる仕事は従来よりも多くやつてこういつた費用が少なくなると云ふ事は大変結構でありますが、どういう部門が前年より減つておるかですね、

建設課長～これは減つて行きますのは当然でございますが、1番大きいのから拾い上げて御説明致します。1番大きい点は23節の修繕費でございます。それが約1000ドル減

うふうに考へる誤です。その点はそれだけにしておきます。それから橋梁新設改良費ですね、どの程度の橋を予定されているのか、そこら辺お願ひします。

建設課長～これは真栄原と嘉穂の旧県道の後に橋がかかつておつたそうですが、その橋合が未だ残つております。それで片方がずれておりまして片方はまだ台は残つております。それでこれを橋合を短織致しまして、それに出米ればコンクリートでやつたらどうかというふうにも考へてあります。それでこの取り付道路にいくらか補修費が要りますので、それで道路の幅員は大体4メータ一位い通学道路車はなるべく通らない方が良いんじやないかと云ふうに考へております。

19番～コンクリートですか、

建設課長～コンクリートでやろうと思つております。

19番～コンクリートで1200ドルですか、

建設課長～大体今の2～3回調査して見ましたが、大体コンクリートが良いんじやないかと思います。又その所ははつきりした数字はまだ出ないですが、当初は木橋でやつて充分じやないかと思つておりましたですが、又農道でもあるし、それからばうふうのために道路が古くなつた場合にふ敗した場合に困ると云ふうにも考へて検討した誤であります。

19番～5目の需要費に移りますが、総体的に1,700ドル減つておりますけれども需要費がいわゆる仕事は従来よりも多くやつてこういつた費用が少なくなるかかると云う事は大変結構でありますが、どういう部間が前年度より減つておるかですね、

建設課長～これは減つて行きますのは相当量ございますが、1点大きいのから拾い上げて御説明致します。1番大きい点は23節の修繕費でございます。それが約1000ドル減

つております。これは車りようの修繕費でございます。それから3箇の給料でございます。それが約5,000ドル減つております。

19番～この給料は500ドル減つたと云うのは、どう云う事ですか
今既ローラーも勘案すれば一応給料も増えると思うが、

建設課長～これは前年度も1名採用する予定でありましたが、それがそのままえおきになつてゐる關係上減つております。

19番～そうすると今度は、区画整理・都市計画そういうた道路技術の面で、~~當重機械~~要ると思うんですがね、それにに対する人件費が結局去年は2000ドル余り、

建設課長～去年が3930ドルであります。

議長～暫休憩を取ります。(午後3時10分)

議長～再開を取ります。(午後3時12分)

4番～1項の4目でありますが排水工事費が前年度に比べて、
5,000ドル余りも削減になつております。去つた大あめの
場合にも排水施設が不備な為にそうとうまん水しておる箇所がございますが、なぜ5000ドル余りを減らさなければならぬか、その理由について、

建設課長～この4目の排水工事でありますが、これは前年度の場合は伊佐の方のイーグムヤーの工事の政府補助金が含まれておつたのであります。今年度は排水工事としての補助がなくて、それで道路の方に回してあります。それで市と致しましては単独工事と致しまして2000ドルを過んである状であります。それでこの2000ドルは大計名、或志善その他3件分位いを予想して計上されております。

4番～排水施設であります、その外にまん水した箇所が沢山あると思いますが、そういうふた様な所は今年度やらず

つております。これは車りようの修繕費でございます。
それから3箇の給料でございます。それが約5,00ドル減
つております。

19番～この給料は500ドル減つたと云うのは、どう云う事ですか
今度ローラーも勘案すれば一応給料も増えると思うが、

建設課長～これは前年度も1名採用する予定でしたが、そ
れがそのままえおきになつておる関係上減つております。

19番～そうすると今度は、区画整理・都市計画そういう道路
技術の面で相当重機待要ると思うんですがね、それに対
する入件費が結局去年は2000ドル余り。

建設課長～去年が3930ドルであります。

議長～暫休憩致します。(午後3時10分)

議長～再開致します。(午後3時12分)

議番～1項の4目でありますが排水工事費が前年度に比べて、
5,000ドル余りも削減になつております。去つた大あめの
場合にも排水施設が不備な為にそうとうまん水してお
る個所がございますが、なぜ5000ドル余りを減らさなけ
ればならないか、その理由について、

建設課長～この4目の排水工事でありますが、これは前年度の場
合は伊佐の方のイーグムヤーの工事の政府補助金が含まれ
れておつた訳であります。今年度は排水工事としての補
助がなくて、それで道路の方に回してあります。それで
市と致しましては単独工事と致しまして2000ドルを組ん
である訳であります。それでこの2000ドルは大謝名・真
志喜その他3件分位いを予想して計上されております。

4番～排水施設でありますが、その外にまん水した個所が沢山
あると思いますが、そういうふた様な所は今年度でやらな

いお尋ねであるのか、又やるとすれば大体どの職務の資金がいるかどうか、それの御説明をお願い致します。更にもう1点、この土木費の中に職員給が入つておりますがなぜその他の職員の給料をこれに計上されたか、残りの建設課の職員の給料は外の費目の中に計上されるのにこれをまとめる事によつて建設課の職員の全職員の給料がすぐ見て分るんじやないかと思うが、なぜあえてそういうふうに分けて計上してあるのか、それについてご説明をお願いします。

建設課長～お答え致します。先づ排水工事ですが市内には随所に排水の悪い所がありますが、この中で1番今大きいのが普天間三叉踏の排水それから前原のキングスカルのうしろ当りが大きいものであります。それで市と致しましてはこの排水はどうしてもこれは市だけの予算ではなくても出来る額ではございませんので、これは今年度工事設計見積をやりまして、それで設計書を作つて直轄市の方から政府の方に当ろうと云ふうに準備しております。特に普天間の場合でも40000位いは見ておる額であります。それから真宗原の方でも今調査中であります。これもそうとうな金額になるんじやないかと見ております。それでその点市、若しくは、これは大きな問題になりますので出来得れば、議会の方でも何か連絡して頂きたいと思います。それからもう1件であります。これは事業のための職員と云う意味から事業用八件費と云う意味でこれに繰り込んであります通常の職員とは別にされておる額です。これは前からそういうふうになつております。

4番～一か所にまとめられないかどうか、まとめると具合悪いですか。

助役～補足申し上げます。予算の組み方の問題でございますが方法としてはございますが、しかし現在の予算でも1款それから2款それから3款4款それから9款そういうふうにして各款に一応そういうふうな給料的な費目がござ

いお考えであるのか、又やるとすれば大体どの程度の賃金がいるかどうか、その御説明をお願い致します。更にもう1点、この土木費の中に取員給が入っておりますがなぜその他の職員の給料をこれに計上されたか、残りの建設課の職員の給料は外の費目の中に計上されるのにこれをまとめる事によつて建設課の職員の全職員の給料がすぐ見て分るんじやないかと思うが、なぜあえてそういうふうに分けて計上してあるのか、それについてご説明をお願いします。

建設課長～お答え致します。元程の排水工事であります市内には随所に排水の悪い所がありますが、この中で1番今大きいのが普天間三又路の排水それから前原のキングスクールのうしろ当りが大きいものであります。それで市と致しましてはこの排水はどうしてもこれは市だけの予算ではとても出来る額ではございませんので、これは今年度工事設計見積をやりまして、それで設計書を作つて直接市の方から政府の方に当ろうと云ふうに準備しております。特に普天間の場合でも40000位いは見ておる訳であります。それから真栄原の方でも今調査中であります、これもそうとうな金額になるんじやないかと見ております。それでその点市・若しくは、これは大きな問題になりますので出来得れば、議会の方でも何か運動して頂きたいと思います。それからもう1件でありますがこれは事業のための職員と云う意味から事業的入件費と云う意味でこれに纏り込んであります通常の職員とは別にされておる訳です。これは前からそういうふうになつております。

4 番～一か所にまとめられないかどうか、まとめると具合悪いですか。

助 役～補足申し上げます。予算の編み方の問題でございますが方法としてはございますが、しかし現在の予算でも1款それから2款それから3款4款それから9款そういうふうにして各款に一応そういうふうな給料的な費目がござ

いますが、しかし現在の予算でも工款それから工款、3
款、4款それから9款そういうふうにして各款に工應そ
ういうふうな技術的な費目がござりますけれども、今に
そういうふうに目印でもつていわゆるこの4款の重機関
係運転手或はそういうふうな建設關係運転手或は機械
運転手この場合は通常人件費という意味よりは、ある程
度報酬的ですね、いわゆる事業を行う為の関連する給
料であると云う意味から運転手關係の方は土木費に計上
した方がより明らかになるというふうな事で從来から分
類されておりますが方法としては一つに集めるという事
も別にさし支えはございませんが、しかし門檻からしま
すとこの方がかえつてすつきりすると云う様なことであ
ります。

4 番～技術的な人件費であるんだと云うことであれば、この事
業に携わる職員、例えば設計士、或は又その外測量技術
なんかもですね、当然これに同じ様に取り扱うべきだと
云うふうに考えておりますが、その点どうですか？

助 彼～その通りそういう方法もあると思ひます、しかしこれは機
械の場合にいわゆる普通云う技術吏員或は事務更員と云
う場合には、行政と云うものも特殊された職務の事でござ
いますので、その通りからすると、これとはちよつと性
格を別にしていわゆるこういうふうに計上してある風です。それから補足申し上げますが、区画整理事業が認可
なりますと、今度は特別会計と云うのが設定されること
になりますので、そういう場合にはその丁度今特別会計
の水道特別会計のああいうふうにしてその事業に関連す
る人件費はそれにきゆう帳されるとこう思います。

4 番～特別会計の場合は分りますが、一行政の場合、

議 長～暫休憩致します。（午後3時20分）

議 長～再開致します。（午後3時23分）

16番～先程4番さんから人件費關係がございましたけれども、
4款土木費の中に工時よう員と云うのがござりますけれ

いますが、しかし現在の予算でも1款それから2款、3款、4款それから9款そういうふうにして各款に1応そういうふうな給料的な費目がございますけれども、特にそういうふうに目的でもつていわゆるこの4款の重機関係運転手或はそういうふうな建設関係運転手或は機械運転手この場合は通常人件費という意味よりは、ある程度投資的ですね、いわゆる事業を行う為の関連する給料であると云う意味から運転手関係の方は土木費に計上した方がより明らかになるというふうな事で従来から分類されておりますが方法としては一つに集めるという事も別にさし徳えはございませんが、しかし内容からしますとこの方がかえつてすつきりすると云う様なことあります。

4 番～投資的な人件費であるんだと云うことであれば、この事業に携わる職員、例えば設計師、或は又その外測量技師なんかもですね、当然これに同じ様に取り扱うべきだと云うふうに考えておりますが、その点どうですか。

助役～その通りそういう方法もあると思います。しかし一般職員の場合にいわゆる普通云う技術更員或は事務更員と云う場合には、行政と云うものも加味された職稱人事でございますので、その辺からすると、これとはちよつと性格を別にしていわゆるこういうふうに計上してある訳です。それから補足申し上げますが、区画整理事業が認可なりますと、今度は特別会計と云うのが設定されることになりますので、そういう場合にはその丁度今特別会計の水道特別会計のああいうふうにしてその事業に関連する人件費はそれにきゅう収されるところ思います。

4 番～特別会計の場合は分りますが、一般行政の場合。

議長～暫休懇致します。（午後3時20分）

議長～再開致します。（午後3時23分）

16番～先程4番さんから人件費関係がございましたけれども、4款土木費の中に臨時よう員と云うのがございますけれ

ども道路橋梁及び都市計画費それから区画整理工、2.3.5.
についてその當時よう員者の年末謝礼の率がみんな變りますけれども、どう云う根據がありますか、1か年分計上されて1000^分の350と、100分の200とありますけれどもそれの何が、算定基準について

建設課長～これはこの予算で採用される場合の人件費の場合を、この場合は9ヶ月になります。それから前から居つた場合は12か月になる関係で年末手当の支給が違つて来る訳であります。結局一回分だけ減つて行く訳であります。期間通して2回ある年末手当であります。今度の採用こういうふうな~~な~~源で採用された場合は一回だけ年末手当が支給されると云う関係で差がある訳であります、そういう率が異つてくる訳です。

12番～1項1目について市長の施政方針の中に道路補修は石井さん市をやめて、アスファルト道路を進めて行くと云うふうに基本方針でうたわれておりますが、この道路維持修繕費にそういう面が組まれてないのはまだ計画されてないかどうか、その点お伺いします。

市長～予算は10000ドル予定しております。説明書の42ページの市草木工事と云うのが10000ドルございます。

12番～24節の所の10000ドルですね、はい分かりました。

4番～各項に修繕費が計上されておりますが、同じく重機類の修繕費と云う事になつておりますが、別個に重機を持つておるんじやなくて建設課が持つておりますので、これを別々に修繕費として計上した理由ですね、

建設課長～お答え致します。現在施行されておる事業が以前の土木工事として施行されておつた訳でありますが、現在政府の方でも、1部土木それから都市計画事業、それから区画整理事業と云うふうにも当然として来た訳であります。それで我々の市においてもこれの対応費関係も見込みましてどうしても事業毎にその使用した事業料を開記して

ども道路橋梁及び都市計画費それから区画整理 1. 2. 3. 5.
についてその臨時よう員者の年末謝礼の率がみんな後りますけれども、どう云う根拠がありますか、1か年分計上されて100の350と、100分の200とありますけれどもそれの何か、算定基準について

建設課長～これはこの予算で採用される場合の人事費の場合と、
この場合は9ヶ月になります。それから前から居つた臨時よう員の場合は12か月になる関係で年末手当の支給
が違つて来る訳であります。結局一回分だけ減つて行く
訳であります。年間通して2回ある年末手当であります
今度の採用こういうふうに縁で採用された場合は一回だけ
年末手当が支給されると云う関係で差がある訳であります。
そういう率が異つてくる訳です。

12番～1項1目について市長の施政方針の中に道路補修は石粉
さん布をやめて、アスファルト道路を進めて行くと云う
ふうに基本方針でうたわれておりますが、この道路維持
修繕費にそういう面が組まれてないのはまだ計画されて
ないからどうか、その点お伺いします。

市長～予算は10000ドル予定しております。説明書の42ページの市単独工事と云うのが10000ドルございます。

12番～24節の所の10000ドルですね、はい分りました。

4番～各項に修繕費が計上されておりますが、同じく重機類の
修繕費と云う事になつておりますが、別個に重機を持つて
おるんじやなくて建設課が持つておりますので、これを別々に修繕費として計上した理由ですね、

建設課長～お答え致します。現在施行されておる事業が以前の土木工事として施行されておつた訳でありますが、現在政府の方でも、1般土木それから都市計画事業、それから区画整理事業と云うふうに判然として来た訳であります。それで我々の市においてもこれの対応費関係も見込みましてどうしても事業毎にその使用した事業料を明記して

おく必要が出て来た事であります、それでこの為におきましても、予算の中での事業毎に分けてある訳であります、今までには1本ありましたけれども、分けられておられます、それでこの場合土木に関する場所のフルを使用した場合の修理費は土木費から出す訳であります、それから都市計画事業費の工事をやる場合は都市計画の方から出す様にしております、今後起る区画整理事業の場合は区画整理事業費から出して、それでその明細を書くと、それから予算もこの際はすつきりした予算にして行きたい、云う意味から3本立てと云う格好になります。

4 番～そうなると、私が考えて値段にフルトーナーが一ヶ月の年間修理費が900ドルが土木費の中の900ドル、年間修理費があるんだと云うことになると、外ののは不要になつてこないかどうか、やはりこの900ドルの⁺300ドルか、或は又プラスいくらの修理費がかかるのかどうか、

建設課長～今までフルの費用について土木費として組んでありました、修理代でありますが、事業が複数ありますとその事業によつて分けて行つた方が良いと、例えばその事業をしながら故障した場合はその事業費から出すと云ふようにやつてゐる訳であります。1応土木事業で修理をしてそれで都計で集つて都計でこわれた場合は都計の修理費から出すと云ふように考えておる訳であります。

4 番～年間にいくらですか、

建設課長～2000ドルであります。

4 番～2000ドル、フルの修理費だけですか、

建設課長～フルだけじゃなくて、これは重機も含まれております

議長～外になければ進管致します。

議長～次は第5款の社会及労働施設費に移ります。

議長～暫休憩致します。（午後3時32分）

おく必要が出て来た訳であります。それでこの為におきましても、予算の中での事業毎に分けてある訳であります。今までには1本ありましたけれども、分けられておきます。それでこの場合土木に関する場合のブルを使用した場合の修理費は土木費から出る訳であります。それから都市計画事業費の工事をやる場合は都市計画の方から出す様にしております。今後起る区画整理事業の場合は区画整理事業費から出して、それでその明細を書くと、それから予算もこの際はすつきりした予算にして行きたい。云う意味から3本立と云う格好になります。

4 番～そうなると、私が考えて仮りにブルトーザーが一ヶ月の年間修理費が900ドルが土木費の中の900ドル、年間修理費があるんだと云うことになると、外のものは不要になつてこないかどうか、やはりこの900ドルの⁺300ドルか、或は又プラスいくらの修理費がかかるのかどうか。

建設課長～今までブルの使用について土木費として組んでありました。修理代でありますが、事業がはつきりしますとその事業によつて分けて行つた方が良いと、例えばその事業をしながら故障した場合はその事業費から出すと云ふうにやつている訳であります。1応土木事業で修理をしてそれで都計で使つて都計でこわれた場合は都計の修理費から出すと云ふうに考えておる訳であります。

4 番～年間にいくらですか、

建設課長～2000ドルであります。

4 番～2000ドル・ブルの修理費だけですか。

建設課長～ブルだけじやなくて、これは重機も含まれております

議長～外になければ進行致します。

議長～次は第5款の社会及労働施設費に移ります。

議長～暫休憩致します。（午後3時32分）

議長～再開致します。（午後3時39分）

議長～社会及び労働省設置の質疑を求ります。

議長～暫く休憩致します。（午後3時40分）

議長～再開致します。（午後4時14分）

議長～もし質疑があれば總括の場合に質問を続けます。

議長～次は6款の保健衛生費に移ります。

19番～これの2目の清掃費について質問致します。これ予算からしますと6倍なつて大変結構だと思いますが、この中に20節の処に賃料及び損料400ドルとなっていますが例によつて前の如く清掃週間の場合に市が車を借りてそしてその汚物を運搬してあげると云つたもんだと思ひますが、如何ですか？

民生課長～そうです。

19番～いわゆる健康都市を宣言しました。これでいわゆるお互いの環境ですね、周辺これをきれいにすると云うことはこれは当然であります。こういうふうに予算面にかかげる事が最適であります。そういつた面を改善してですね、只清掃週間になつたからすぐ車を借りると云つたそういうふうないわゆる習慣上するんだと云つた事自体をこら過を考へた事はありますか。従来はですよ。これは春・夏・秋ですか。3回ですかね。

民生課長～4回です。

19番～その時間になりますとね、やれ清掃週間だと大きさをすると。そして市が車を出すんだと、然しそれは当然市が出すべきだと云うんじやなくしてですね、もう少し云つた環境、衛生と云う面からいわゆる清掃と云う面をですね、うんと力を入れればそんな信料なんかいらない

議長～再開致します。（午後3時39分）

議長～社会及び労働施設費の質疑を求めます。

議長～暫く休憩致します。（午後3時40分）

議長～再開致します。（午後4時14分）

議長～もし質疑があれば總括の場合に質問を続けます。

議長～次は6款の保健衛生費に移ります。

19番～これらの2目の清掃費について質問致します。これ予算からしますと6倍なつて大変結構だと思いますが、この中に20節の処に借料及び損料400ドルとなつていますが例によつて例の如く清掃週間の場合に市が車を借りてそしてその汚物を運搬してあげると云つたもんだと思ひますが、如何ですか。

民生課長～そうです。

19番～いわゆる健康都市を宣言しました。これでいわゆるお互いの環境ですね、周辺これをきれいにすると云うことはこれは当然であります。こういうふうに予算面にかかげる事が最適であります。そういうふうに予算面にかかげる事が最適であります。そういうふうに予算面にかかげる事が最適であります。そういうふうに予算面にかかげる事が最適であります。只清掃週間になつたからすぐ車を借りると云つたそういうふうないわゆる習慣上するんだと云つた事自体そこら辺を考えた事はありますか。従来はですよ。これは春・夏・秋ですか。3回ですかね。

民生課長～4回です。

19番～その時間になりますとね、やれ清掃週間だと大きさわざをする。そして市が車を出すんだと、然しそれは当然市が出すべきだと云うんじやなくしてですね、もう少し違う環境・衛生と云う面からいわゆる清掃と云う面をですね、うんと力を入れればそんな借料なんかいらない

と思うんです。そしてこれをいわゆる宜野湾市の中ではお互いの周辺をきれいにするんだという事をですね、ちょっとと日常のですよ、習慣としてやらせると云つた様な方法市として考えておりますがどう云うふうな方法でそこまで持つて行くか、そこら辺をお聞きしたい。

民生課長～これに付ましては清掃週間を持つ場合の趣旨としましてもこれは必ずしも年2回、春、秋の清掃週間を持つのはその週間に中にそれと云うことではなくて年中たえず清掃をしてもらいたいと清掃観念を植え付けると云うのが大きな目的であります。こうした趣旨の下に市としましてもそう云つた場合に皆にきれいにさせようと、そして前述以外の何でも清掃はすでにやつてもらいたいと云うことと清掃業者のじんかい処理の場合の業者に対するもの充分そう云つた周辺の割り当てた所の地域をきれいにする様な方法でやつていると云う様な何にしておりますがやはり習慣と云いますか、清掃週間が来るからその時にやろうという様などうも考え方にはつて来ている様な感じがしております。それでこう云つた観念をなくしようと云うような考え方を持つておりますが、まだ具体的にどうと云うこととは考えられておりません。そう云つた事を常に考えておりますが、方法についてはまだ考えておりません。

19番～これは私のアイディアでございます、市の清掃關係の係は何名おりますか。

民生課長～保健衛生課長と云うふうに両方に分れておりますが3名でやつております。

19番～そう云う方々は現在の宜野湾市のそいつたじんかい処理と云うのはどういうふうになされておるか、実態を把握されておるか、今宜野湾市の民家の近くの山は最も入れられない程です、実際の話しそう云つた実態を充分に把握されているかどうか、そしてそいつた辺をどう云うふうにすれば解消出来るか、当然それに沿っては対策はあるべきだと、ですからその地域の自治会長を通じて

と思うんです。そしてこれをいわゆる宜野湾市の中ではお互いの周辺をきれいにするんだという事をですね、ちょっとと日常のですよ、習慣としてやらせると云つた様な方法市として考えておりますがどう云うふうな方法でそこまで持つて行くか。そこら辺をお聞きしたい。

民生課長～これに付ましては清掃週間を持つ場合の趣旨としましてもこれは必ずしも年2回、春・秋の清掃週間を持つのはその週間に中にやれと云うことではなくて年中たえず清掃をしてもらいたいと清掃観念を植え付ると云うのが大きな目的でありますが、こうした趣旨の基に市としましてもそう云つた場合に特にきれいにさせようと、そして尚週間以外の何でも清掃はすでにやつてもらいたいと云うことと清掃業者のじんかい処理の場合の業者に対しても充分そう云つた周辺の割り当てた所の地域をきれいにする様な方法でやつていると云う様な何にしておりますがやはり習慣と云いますか、清掃週間が来るからその時にやろうという様などうも考え方に関つて来ている様な感じがしております。それでこう云つた観念をなくしようと云うような考えを持つておりますが、まだ具体的にどうと云うこととは考えられておりません。そう云つた事を常に考えておりますが、方法についてはまだ考えておりません。

19番～これは私のアイディアでございます。市の清掃関係の係は何名おりますか。

民生課長～保健衛生部環境衛生と云うふうに両方に分れておりますが3名でやつております。

19番～そう云う方は現在の宜野湾市のそういうたじんかい処理と云うのはどういうふうになされておるか、実態をされておるか、今宜野湾市の民家の近くの山は足も入れられない程です。実際の話しそう云つた実態を充分にされているかどうか。そしてそういうた面をどう云うふうにすれば解消出来るか、当然それに対する対策はあるべきだと、ですからその地域の自治会長を通じて

でもよろしいですが、員に1回でも良いし、毎日貢する事によつてですね、そう云つたものの解消は可能じやないかとこう思うのであります。だから只予算に計上して清掃道間であるから上からの命令だからこれだけ計上してやろうと云つた処ですね、かえつてこれは悪い習慣を結局民衆に遺付するためであつて、決して清掃と云う折損。目前は達成されないとこういうふうに考える所ですから結局そう云つた面から1つの清掃と云う面に対して1つ方針を持つてですね、やつてもらいたいと云うのが私の質問の内容であります。だからそこら辺ですね、只予算に計上していわゆる又そういう時期になりますと云うと各部局から車の要求が来るでしよう。要求が来る事自体ですね、日常生活において、ちりの中に住んでいると云う事です。だからじんかいの中に住む事自体は決してこれは徒歩都市じやないはずです。そう云つた面を解消するにはどういうふうな方法をされておるかですね、そこら辺を1つ考えてですね、今後の施策を進めて行つてもらいたいと思うんです。こう云つた面ですね、夫婦とか、或は車貢とか云つた様なものが不要になつてですね、もつとすばらしい道筋にこの金が變ることをですね、期待しております。

4 番～1頁2目の中の32節でございます。1200ドルの衛生改善施設工事という事になつておりますが、100ドルの2ヶ所分ですか、12箇所ですか、それについてお詫願いたします。前あと1件と場費の中に職員手当がありますが、この職員手当、先づきの給料土木事業費の中の給料でありますが、そのと場と云う事業に携わっている八件費はなぜその中に入れないかどうか、給料として入れてこの事業毎の諸計費を計上してないかどうか、それについてお詫願いたします。

員主課長～最初の1件についてお答えします。12箇所となつております、衛生改善施設となつておりますのは65年度におきましてはこれは工事關係だから又排水關係であるのは建設の方で担当した方が良いだろうと云う事で民生の方ではこれを建設の方に移して6款では取つてなか

でもよろしいですが、日に1回でも良いし、総動員する事によつてですね、そう云つたものの解消は可能じやないかとこう思うのであります。だから只予算に計上して清掃週間であるから上からの命令だからこれだけ計上してやろうと云つた処ですね、かえつてこれは悪い習慣を結局民衆に植付るためであつて、決して清掃と云う初期目的は達成されないとこういうふうに考える訳ですから結局そう云つた面から1つの清掃と云う面に対して1つ方針を持つてですね、やつてもらいたいと云うのが私の質問の内容であります。だからそちら辺ですね、只予算に計上していわゆる又そういう時期になりますと云うと各部落から車の要求が来るでしょう。要求が来る事自体ですね、日常生活において、ちりの中に住んでいると云う事です。だからじんかいの中に住む事自体は決してこれは健康都市じやないはずです。そう云つた面を解消するにはどういうふうな方法をされておるかですね、そちら辺を1つ考えてですね、今後の施設を進めて行つてもらいたいと思うんです。こう云つた面ですね、人夫賃とか、或は車賃とか云つた様なものが不要になつてですね、もつとすばらしい施設にこの金が使ふることをですね、期待しております。

4 番～1項2目の中の32節でございます。1200ドルの衛生改善施設工事という事になつておりますが、100ドルの2ヶ所分ですか、12箇所ですか、それについてご説明願います。向あと1件と場費の中に職員手当がありますが、この職員手当・先つきの給料土木事業費の中の給料でありますが、そのと場と云う事業に携わつている人件費はなぜその中に入れないかどうか・給料として入れてこの事業毎の諸計費を計上してないかどうか、それについてご説明願います。

民生課長～最初の1件についてお答えします。12箇所となつております。衛生改善施設費となつておりますのは65年度におきましてはこれは工事関係だから又排水関係であるのは建設の方で担当した方が良いだろうと云う事で民生の方ではこれを建設の方に移して6款では取つてなか

つたんですが、やはり建設の方の仕事と云いますのはその範囲工事の内容が規模が非常に大きい訳でありますとそこまで手が届かなかつたと、どうしても民生の方の何んでもつて小さい工事、これほど大草なる衛生処理のされる程度の工事であります、と云いますのは排水工事であります。下水工事ですね、こう云つたのが是非又民生の方に復活してもらいたいと云う様な要望や各自議会長や市民の戸がございまして再び66年度の方で又これを補助して改善して行こうと云うふうに考えておりますが、今考えておりますのが大体8箇所が普天間一寺ですね、普天間一寺と申しましても区画整理がなされなかつた様な終戻直後からのどさくさで家が立てた様な所走路が連れないと云う様な状態にある所こう云つた所であります。そう云つた所の下水こうの補助をしてあげようと云う事であります。尚、2~3箇所は既り諸々して場の設置を云うふうに考えております、2点の場合の担当は経済課の方からお明してもらいます。

議長～暫休憩致します。(午後4時24分)

議長～再開致します。(午後4時26分)

経済課長～この現員手当の方は、月額7ドルの12ヶ月分半期普通の人の勤務状態よりは朝の7時以前に出て仕事を満足徴収をやつておりますのでそれに対する特殊勤務手当であります。

4番～これは切り7ドルですか。

経済課長～以前は時間外手当を出しておつたんですが、時間外手当では時間外の確認が出来ませんのでこの場合に半期手当と云うまでの特殊勤務と云う月7ドルを支給して徴収に関する時間外は含めないと云う事です。これは条例でもつて認めてもらつて支給してある訳です。宜野湾市職員の給与に関する条例の中に入つて支給しております。その勤務時間は朝の7時から午後の4時まででございます。

つたんですが、やはり建設の方の仕事と云いますのはその範囲工事の内容が規模が非常に大きい訳でありますとそこまで手が届かなかつたと、どうしても民生の方の何んでもつて小さい工事、これは只単なる衛生処理のされる程度の工事であります。と云いますのは排水工事であります。下水工事ですね、こう云つたのが是非又民生の方に復活してもらいたいと云う様な要望や各自議長や市民の戸がございまして再び66年度の方で又これを補助して改善して行こうと云うふうに考えておりますが、今考えておりますのが大体8箇所が普天間一帯ですね。普天間一帯と申しましても区画整理がなされなかつた様な終戦直後からのどさくさで家が立てた様な所道路が通れないと云う様な状態にある所こう云つた所でありますそう云つた所の下水こうの補助をしてあげようと云う事であります。尚、2~3箇所は仮り議席にて場の設置と云うふうに考えられております。2点の場合の担当は経済課の方から説明してもらいます。

議長～暫休憩致します。(午後4時25分)

議長～再開致します。(午後4時26分)

経済課長～この職員手当の方は、月額7ドルの12ヶ月分早朝普通の人の勤務状態よりは朝の7時以前に出て仕事を滞納徴収をやつておりますのでそれに対する特殊勤務手当であります。

4番～これは打切り7ドルですか。

経済課長～以前は時間外手当で出しておつたんですが、時間外手当では時間外の確認が出来ませんのでこの場合に早朝手当と云うあれでの特殊勤務と云う月7ドルを支給して徴収に関する時間外は含めないと云う事です。これは条例でもつて認めてもらつて支給してある訳です。宜野湾市職員の給与に関する条例の中に入つて支給しております。その勤務時間は朝の7時から午後の4時まででございます。

4 番～じや所定の労働時間じゃないですか、

経済課長～そうではあるんですが、普通の人より朝が早いあります
ですね、そういう特殊勤務手当と云う様なことでやつて
居ります。

4 番～そうなりますと保育所の場合、あれも7時から勤務する
事になつておるんだが、あれも特殊勤務手当に該当する
んですか、どうなりますか。

助 役～指是申し上げます。只今の村は去年の特殊勤務を総括しまして御相談して頂いた新しいいわゆる手当の設定でございまして、只今の保育所の件については特殊勤務手当をやるか、いわゆる定額打切りのですね、或は時間外をやるか、その方法についてはどちらでやると云うこととは決めておりませんが、最もその本人に有利になる方法で上げようと言つてます。

議 長～次の7款の産業経済費まで1応進めたいと思います。

4 番～じや所定の労働時間じやないですか、

経済課長～そうではあるんですが、普通の人より朝が早いあれで
ですね、そういう特殊勤務手当と云う様なことでやつて
居ります。

4 番～そうなりますと保育所の場合、あれも7時から勤務する
事になつておるんだが、あれも特殊勤務手当に該当する
んですか。どうなりますか。

助 役～補足申し上げます。只今の何は去年の特殊勤務を総括しまして御審議して頂いた新しいいわゆる手当の設定でございまして、只今の保育所の何については特殊勤務手当だやるか、いわゆる定額打切りのですね、或は時間外でやるか、その方法についてはどつちでやると云うことは決めておりませんが、最もその本人に有利になる方法で上げようと云う訳です。

議 長～次の7款の産業経済費まで1応進めたいと思います。

市長～暫休憩いたします。(午後2時29分)

議長～再開いたします。(午後4時50分)

18番～共進会についてちょっとお伺いいたします。市長は共進会の持方は今年度から変えるというふうな説明でございましたが、予算とも関連しますし、いかような方針でなされる構想であられるか、尙当の儀し等についてどういうふうに考えておられますか。

市長～共進会の持方でありますと、今まで余興としてとうぎゅうに1,000\$掛しておきましたが、これをとうぎゅうをやらんと、共進会の表彰授与式の式を行つかりしたいと思って、これを屋内で表彰式をやるという方に考えておるのであります、その余興としては屋内でありますので、ちょっとした余興を考える段階でありますが、とうぎゅうと共進会の表彰式を別にはつきりしたいと。

18番～共進会を屋内でやるという事になると限られた屋内しか市にはございませんので、特定な員数しかそれに参加出来ないんだというふうになると私は思うんですが去年あたり、中都振興会も共進会のありかたを検討するため一応去年はなかつたんだというふうに記おくしておりますが、その邊の中都振興会あたりにおいての共進会の持方、そのものの検討した結果についてですわ、出ておればその邊の説明をお願いしたいんですが、そこで屋内でするんだというふうな事はいわゆる共進会そのものの持方について市長が考えておる効果面はいかのような所の効果面を狙つておるか、その邊の説明をお願いしたい。

市長～今までの共進会の表彰授与式が、表彰授与式というものがその従になつてしまつて、とうぎゅうというものが主体になつてあるんじやないかと思う段階です、それでその共進会の表彰授与式には、ちゃんとその審査の方法とか、或は今後なすべき問題点とか、これを充分市民が農家の方々が充分聞いておだいて、或は又改

議 長～暫休憩いたします。(午後4時29分)

議 長～再開いたします。(午後4時50分)

18番～共進会についてちよつとお伺いいたします。市長は共進会の持方は今年度から変えるというふうな説明でございましたが、予算とも関連しますし、いかような方でなされる構想であられるか、尚当日の催し等についてどういうふうに考えていますか。

市 長～共進会の持方ですが、今まで余興としてとうぎゅうに1,000\$出しておりましたが、これをとうぎゅうをやらんて、共進会の表彰授与式の式をけつきりしたいと思って、これを屋内で表彰式をやるという事に考えておるのであります。その余興としては屋内ですのでありますので、ちよつとした余興を考える訳であります。とうぎゅうと共進会の表彰式を別にはつきりしたいと。

18番～共進会を屋内でやるという事になると限られた屋内しか市にはございませんので、特定な員数しかそれに参加出来ないんだというふうになると私は思うんですが去年あたり、中部振興会も共進会のありかたを検討するため一応去年はなかつたんだというふうに記おくしておりますが、その辺の中部振興会あたりにおいての共進会の持方、そのものの検討した結果についてですね、出ておればその辺の説明をお願いしたいんですが、そこで屋内でするんだというふうな事はいわゆる共進会そのものの持方について市長が考えておる効果面はいかのような所の効果面を担つておるか、その辺の説明をお願いしたい。

市 長～今までの共進会の表彰授与式が、表彰授与式というものがその従になつてしまつて、とうぎゅうというものが主体になつておるんじやないかと思う訳です。それでその共進会の表彰授与式には、ちゃんとその審査の方法とか、或は今後なすべき問題点とか、これを充分市民が農家の方々が充分聞いていただいて、或は又政

府あたりからの御言を充分聞いておらうという事にしなければいけないんじやないかという事であります。又今までの共進会で表洋式でとうぎゆうをしたためにそのとうぎゆう自体が興業という事も考えられますしつきりこのとうぎゆうに主力を注ぐという様な事になつてはいさんじやないかと思う訳です。又中都市町村会としても、今年は共進会をやる様になつておりますが、その共進会の出品の問題点については、充分研究して今までのあり方を変えて行こうという様な事になつております。

18番～行軍の様方については、今まで主が共進会の中では余興に主がとらえていたんだと、その辺の問題は共進会そのもののあり方についての行軍そのもののあり方という面で特にお聞きしておきたいのは、共進会の是非について、更に今までの従来の共進会のあり方は多さになつてしまつて、共進会そのものからは、ちょっとえんまい様な事になつたんだというふうに去年の本話がございましたが、今の説明で振興会あたりでも今年やらやる事になつたというふうな説明ですが、今までの従来の共進会のあり方と、中部振興会あたりでやる事になつたという共進会のあり方において、いかのような内容が違つておるかですね、と申し上げますのは、例えば直接ここにもあります様に市の共進会とも密接なつながりがござります。そういう事も持りますので、やはり市において、今構想を立てる所の共進会のあり方は直接生産にもつながるし、専門的では市の共進会にもつながる問題でありますので、一應ここぞです、市の計画している所の共進会そのもののあり方についてですね、もう今そういうふうなのが内容を持つておられるんだつたら説明願います。

南 長～共進会の出品の問題になる訳でありますか、審査の方法ですか。

18番～共進会の是非ですね、共進会はなぜ共進会をしなけれどおられないのかですね、中部振興会当りで共進会の是非が論じられますと、一時は去るあたりおらずにま

府あたりからの助言を充分聞いてもらうという事にしなければいけないんじやないかという事であります。又今までの共進会で表彰式でとうぎゅうをしたためにそのとうぎゅう自体が興業という事も考えられますしつまりこのとうぎゅうに主力を注ぐという様な事になつてはいかんじやないかと思う訳です。又中部市町村会としても、今年は共進会をやる様になつておりますが、その共進会の出品の問題点については、充分研究して今までのあり方を変えて行こうという様な事になつております。

18番～行事の持方については、今まで主が共進会の中では余興に主がとられていたんだと、その辺の問題は共進会そのもののあり方についての行事そのもののあり方という面で特にお聞きしておきたいのは、共進会の是非について、更に今までの従来の共進会のあり方は多さになつてしまつて、共進会そのものからは、ちょっとえん遠い様な事になつたんだというふうに去年のお話がございましたが、今の説明で振興会あたりでも今年からやる事になつたというふうな説明ですが、今までの従来の共進会のあり方と、中部振興会あたりでやる事になつたという共進会のあり方において、いかような内容が違つておるかですね、と申し上げますのは、例えば直接ここにもあります様に市の共進会とも密接なつながりがございます。そういう事もありますので、やはり市において、今構想を考えがいでおる所の共進会のあり方は直接生産にもつながるし、尚ひいては市の共進会にもつながる問題でありますので、一応ここでです。市の計画している所の共進会そのもののあり方についてですね、もし今そういうふうなのが内容を持つておられるんだつたら説明願います。

市長～共進会の出品の問題になる訳でありますか。審査の方法ですか。

18番～共進会の是非ですね。共進会はなぜ共進会をしなければならないのかですね。中部振興会当りで共進会の是非が論じられて、一応は去年あたりおあづけにな

つたんだと、そこで今度からやられる事になつたとい
う事ですが、いかよなる方法で今度からやる事にな
つたのかですね。そのわらいはどこにあるかですね、
その辺の説明をお願いします。

市長～共進会を廢止しようという事は考えておりません。^事業においてはこれは商業完成のため或はその他の美勵業としてやつて行かなければいけない誤ですが、その今までの出品のやり方とか、又或は審査の仕方、これは当然変えるべきじやないかと考えております。例えはぶたの100日勝負とかいつた様な事が今までずつとなされるという事はぶたを油を浪山作るという勝負になつておつて、或は又そのもうかるための共進会にしなければいけないという事は、只何坪治坪が相当の経費をかけて只1等になるという様な共進会の場所では困ると、これはその様方を中心を変えて行けば充分なり立つんじやないかと思う誤です。それから中部のものは昨年隔年に持とうという事で昨年はやめた誤であります。その後色々問題がありまして4年に1回持とうとかいう様な事も話が出来て、ながらくちゅうちよしておりましたが、今年はちょうど隔年になりますので、今年はやつて又更に後の事は考えて行こうと、ずっと繰りして隔年やるという事も、まだ決つてない誤です。

議長～暫休憩いたします。（午後4時59分）

議長～再開いたします。（午後5時）

議長～只今定刻5時であります。本日の日程が全部終了してありますので、後暫く時間延長をしたいと思いますが、御異議ございませんか？

（異議なしと呼ぶ）

議長～御異議がないものと認め、左様決定いたします。

つたんだと、そこで今度からやられる事になつたという事ですが、いかような方法で今度からやる事になつたのかですね。そのねらいはどこにあるかですね、その辺の説明をお願いします。

市長～共進会を廃止しようという事は考えておりません。市においてはこれは産業育成のため或はその他の奨励業としてやつて行かなければいかない訳ですが、その今までの出品のやり方とか、又或は審査の仕方、これは当然変えるべきじゃないかと考えております。例えばぶたの100日勝負とかいつた様な事が今までずつとなされるという事はぶたを油を沢山作るという勝負になつておつて、或は又そのもうかつるための共進会にしなければいかないという事は、只何坪拾坪か相当の経費をかけて只1等になるという様な共進会の持方では困ると、これはその持方を中味を変えて行けば充分なり立つんじやないかと思う訳です。それから中部のものは昨年隔年に持とうという事で昨年はやめた訳であります。その後色々問題がありまして4年に1回持とうとかいう様な事も話が出来て、ながらくちゅうちょしておりましたが、今年はちょうど隔年になりますので、今年はやつて又更に後の事は考えて行こうと、ずっと継続して隔年やるという事も、まだ決つてない訳です。

議長～暫休憩いたします。(午後4時59分)

議長～再開いたします。(午後5時)

議長～只今定刻5時であります。本日の日程が全部終了しておりませんので、後暫く時間延長をしたいと思いますが、御異議ございませんか。

(異議なしと呼ぶ)

議長～御異議がないものと認め、左様決定いたします。

議長～暫休憩いたします。（午後5時2分）

議長～再開いたします。（午後5時2分）

8番～7日の街路灯の設置奨励費は今年度も計上されて結構に思ひます、この内容につきまして今日の本会議から質疑はあつたんですが、この予算説明の内容から目を通して見ますと、それぞれ中央通り会或は安谷疊通りでいき通りと各々各々20%という助成の計上額であります。いわゆる補助金交付規定からすると、街灯設置補助は40%というふうになつております、私がお伺いしたいのは、いわゆる都市地区の聞くくといふ事は一つの~~景~~一角にちなるし又半面防はん灯という意味にもなると思ひます、そういう観点からいたしまして補助金の交付規定では40%以内という文くがうたわれておりますけれども、なぜ最高度の神内にそれぞれ補助を与えて、精一杯の補助を争えて出来なかつたかどうか、補助が出来るもんだから、どうせ補助が出来るものなら交付規定の約半分50%以内に留めておけば良いんだという様な気持で出されたのかどうか、その辺を御説明願います。

助役～代つて御説明申し上げます。この方は従来設置もわざかでございましたが、今年度は大麥町のそういう進歩の動きが出来まして、ある時期における、いわゆる大麥消極的ではあります、その後動きが活発になり、各通りこれにかけたてあるのは、4箇所であります。そうとうの計費を投じた計画が各通りによつて計画されておると、それで補助規定においては40%以内というふうになつておりますが、今度はこういうふうな設置箇所も非常に多くございまして、財政の関係で20%の助成というふうなしか得られなかつたというふうな結果として出ておりまし、且つこれだけ申し上げたいのは、この時期向にある箇所沢山の箇所が工事に3年度にまたがつて出されたので、規定も市長の方でも出来るだけ規程の最高額の範囲で助成をしていというふうなお気持でおられる様であります、財政の関係で一応20%の額で行こうというふうなこと

議長～暫休憩いたします。(午後5時1分)

議長～再開いたします。(午後5時2分)

8番～7日の街路灯の設置奨励費は今年度も計上されて結構に思います。この内容につきまして4月の本会議から質疑はあつたんですが、この予算説明の内容から目を通して見ますと、それぞれ中央通り会或は安谷屋通りでいき通りと各々各20%という助成の計上額であります。いわゆる補助金交付規定からすると、街灯設置補助は40%というふうになつております。私がお伺いしたいのは、いわゆる都市地区の明るくという事は1つのけい色にもなるし又半面防はん灯という意味にもなると思います。そういう観点からいたしまして補助金の交付規定では40%以内という文くがうたわれておりますけれども。なぜ最高度の枠内にそれぞれ補助を与えて、精一杯の補助を与えて出来なかつたかどうか、補助が出来るもんだから、どうせ補助が出来るものなら交付規定の約半分50%以内に留めておけば良いんだという様な気持で出されたのかどうか、その辺を御説明願います。

助役～代つて御説明申し上げます。この方は従来設置の申請もわざかでございましたが、今年度は大変町のそういう進歩の動きが出来まして、おる時期における、いわゆる大変消極的ではありますが、その後動きが活発になり、各通りこれにかけたてあるのは、4箇所であります。そうとうの計費を投じた計画が各通りによつて計画されておると、それで補助規定においては40%以内というふうになつておりますが、今回はこういうふうな設置箇所も非常に多くございまして、財政の関係で20%の助成というふうなしか得られなかつたというふうな結果として出ております。只これだけ申し上げたいのは、この時期的にある箇所沢山の箇所が1回に3年度にまたがつて出されたので、規定も市長の方でも出来るだけ規程の最高額の範囲で助成をしたいというふうなお気持でおられる様であります。財政の関係で一応20%の線で行こうというふうなこと

で計上してあります。

市長～出来るだけ地元負担をやる事によつて沢山のものが出来るだという事も念頭においてあります。

8番～おつしやる通り予算上の面からしまして、今回の補助も一率に20%というふうになつておりますが、各通り会から街灯設置の補助申請があつた場合に各通りにおきまして補助金の立地条件と申しましようか、いわゆる街灯と街灯との区間の問題、そういうつたものも充分検討されかどりか、申請が沢山でたので、公平に20%やろうということをやつたのか。

市長～それは検討してやつております、特に重要な所を先にするというふうに考えてやつております、又アスファルトの道路と是非いつしよにやらなければいけない様な道路も考えてやつております、これは神宮前の通りがありますが、これを今度出来なければ骨のアスファルト道路の所に掛つて行くという様な言も考える訳でござります。

8番～見て見を場合に安谷畠通りは御覽の通りまだアスファルトも敷かれてない、それからでいで通りはある程距離的にも相当の距離があるんだが、どうとかどうとかと片面は商店街であり、片面は衆族部隊に向つておるんだが、こういつた点はどの様な設置計画になつておるのか。

経済課長～でいで通りにおきましては、片面です現在の排水とカッターとの間に取り付けるという計画であります、そしてその内容においても、橋が大きいんですが、こちらの場合には、水銀灯を使って配線は地下ケーブルで大きな計画で、でいで通りの方は考えております、経費総額管理の方は1回線ずつ空中からやるよりは、地下ケーブルの方が非常にもちが良いとか、そういうつた關係から非常に良いといふられて、橋は増しても個人負担を多くしても後の総管管理から見たら、それが良いくらいやたいかと思つております、地下ケーブルの方

で計上してあります。

市長～出来るだけ地元負担をやる事によつて沢山のものが出来るだという事も念頭においてあります。

8番～おつしやる通り予算上の面からしまして、今回の補助%も一率に20%というふうになつておりますが、各通り会から街灯設置の補助申請があつた場合に各通りにおきまして補助金の立地条件と申しましようか。いわゆる街灯と街灯との区間の問題、そういうつたものも充分検討されたかどうか、申請が沢山でたので、公平に20%やろうということでやつたのか。

市長～それは検討してやつております。特に重要な所を先にするというふうに考えてやつております。又アスファルトの道路とは非いつしよにやらなければいかない様な道路も考えてやつております。これは神宮前の通りがありますが、これを今度出来なければ外のアスファルト道路の所に持つて行くという様な事も考える訳でございます。

8番～1見して見た場合に安谷屋通りは御覧の通りまだアスファルトも敷かれてない、それからでいで通りはなる程距離的には相当の距離があるんだが、どつちかというと片面は商店街であり、片面は家族部隊にやつてるんだが、こういつた点はどの様な設置計画になつておるのか。

経済課長～でいで通りにおきましては、片面です現在の排水とカッターとの間に取り付けるという計画であります。そしてその内容においても、額が大きいんですが、こちらの場合には、水銀灯を使って配線は地下ケーブルで大きな計画で、でいで通りの方は考えてています。経費維持管理の方は1回線ずつ空中からやるよりは、地下ケーブルの方が非常にもちが良いとか、そういうつた関係から非常に良いというあつて、額は増しても個人負担を多くしても後の維持管理から見たら、あれが良いんじやないかと思つております。地下ケーブルとの方

がそうすれば横断する道とか、そういうふうなものがあつても、そうさしさわりがないと、地下ケーブルが出来るだけ、そういう方面にやつて行けば外観も良いと思います。

8 番～安谷屋通りはどういう様な計画ですか。

経済課長～安谷屋通りの方は普通の木町通りですか、そこに設置されている様なケーブルを待つての街灯です。

8 番～もう一つ今度は要望としてお願ひしたいと思つておりますが、先程財務からも詳しく述べて御説明がありましたけれども、充分分つておりますけれども、とにかく通り会といたしましては補助金の交付規程という様が40%以内と、以内だから或は10\$でも以内、2\$でも以内と極端に申し上げますと、そういうふうになるんですが、じかに補助規程40%とあるからには、もちろん予算とのにらみ合せももちろんこれは大事な事ではあります。こういう様な申請という事は1～2月頃から或は前年度12月頃から出ていたんじゃないかと思うんです。そういう場合は充分検討されて、出来るとおもふる額は50%～ある言ならば半いづれに50%といわずに、もう少し検討されてより多くの補助をして街頭を設置させる様にしてもらいたいと思います。
それが2～これが普通の補助規程の実現とは違つて下さい、都市の美化という面からと、それから夜の街灯とか、そういうふうな大原則的な立場から検討した場合に実際問題として必要な、これは問題であると思ひますから今後そういうふうな面に問題が出来ましても要望しますからいつはいに検討してもらいたいと要望します。

議長～外にございません。

議長～なければ、進行いたします。

議長～次は8款の財産費、9款の選挙費、10款の委嘱費、11款の諸支出金、12款の予備費以上の質疑を願います。

がそうすれば横断する道とか、そういうふうなものがあるつても、そうさしさわりがないと。地下ケーブルが出来るだけ、そういう方面にやつて行けば外観も良いと思います。

8 番～安谷屋通りはどういう様な計画ですか。

経済課長～安谷屋通りの方は普通の本町通りですか。そこに設置されている様なケーブルを使つての街灯です。

8 番～もう一つ今度は要望としてお願いしたいと思つておりますが、先程助役からも詳しく述べましたけれども、充分分つておりますけれども、とにかく通り会といたしましては補助金の交付規程という様な40%以内と、以内だから或は10\$でも以内、1\$でも以内と極端に申し上げますと、そういうふうになるんですが、しかし補助規程40%とあるからには、もちろん予算とのにらみ合せももちろんこれは大事な事ではあります。こういう様な申請という事は1～2月頃から或は前年度12月頃から出ていたんじやないかと思うんです。そういう場合には充分検討されて、出来る事なら車両の減を50%から車ならば半いっぱいに50%といわずに、もう少し検討されてより多くの補助をして街頭を設置させる様にしてもらいたいと思います。
これが普通の～これが普通の補助規程の事業とは違つてですね。都市の美化という面からと、それから夜の防はん灯とか、そういう立場から検討した場合に実際問題として必要な、これは問題であると思いますから今後そういう様な面に問題が出ましたら要求いっぱいに検討してもらう様に要望します。

議 長～外にございませんか。

議 長～なければ、進行いたします。

議 長～次は8款の財産費、9款の選舉費、10款の公債費、11款の諸支出金、12款の予備費以上の質疑を願います。

講 長～暫休憩いをします。(午後5時13分)

講 長～再開いたします。(午後5時40分)

講 長～本日の日程が全部終了いたしましたので、これを以つて本日の会議を終ることにいたします。
尚明日は午前10時より再開いたします。(午後5時41分)

議 長～暫休憩いたします。（午後5時13分）

議 長～再開いたします。（午後5時40分）

議 長～本日の日程が全部終了いたしましたので、これを以つて本日の会議を終ることにいたします。

尚明日は午前10時より再開いたします。（午後5時41分）